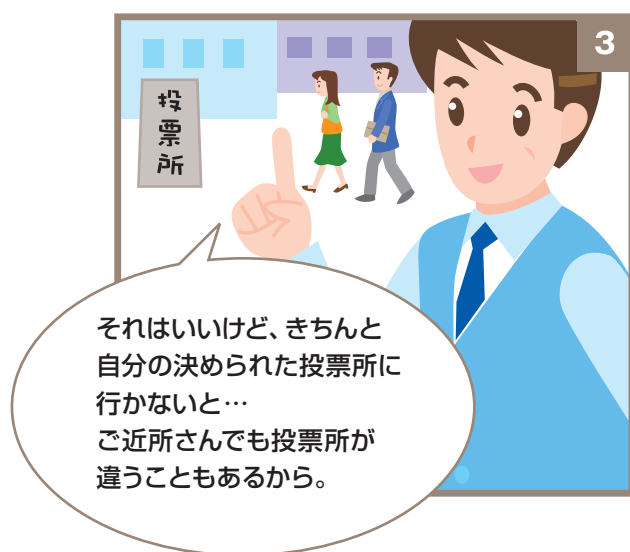


選挙を支える最も重要な基本は何か。それは、私たちが自分の一票を無駄にせず、かつ正しく投票することであり、さらに、そのすべての一票が正確に開票され、多くの支持を得た人が当選人となるように、きちんと見届けることです。この基本を守るしくみとルールを知っておくことは、私たちの選挙制度を支えていくためにとても大切です。





投票区と投票所

国や地方公共団体の選挙では、選挙手続の混乱を避け、間違いのない選挙が行われるよう、投票を一定の区域を単位として行っています。この投票を行う区域を、「投票区」といいます。1つの市区町村がいくつもの投票区に分かれているのが普通です。投票区は、その市区町村の選挙管理委員会が定めます。1つの投票区には、1つの投票所が設けられます。ただし、平成28年4月の改正により同じ市区町村の有権者なら誰でも利用できる「共通投票所」を設けることができるようになりました。詳しくは最寄りの選挙管理委員会におたずねください。

開票区と開票所



投票が終わると、投票管理者^{※1}は、投票立会人^{※2}と一緒に投票箱を開票所に運びます。この投票箱を開いて投票の有効・無効を決定し、候補者や政党等の得票数を集計・確定することを開票といいます。開票も一定の区域ごとに行われます。この区域を「開票区」といい、原則として、市区町村の区域^{※3}とされています。1つの開票区に1つの開票所が設けられます。

※1 投票所の責任者で、その選挙の有権者の中から、市区町村の選挙管理委員会が選任します。投票所ごとに1名。

※2 その投票区の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て市区町村の選挙管理委員会が選任します。投票所ごとに2人以上5人以下。若い有権者を対象に公募する委員会もあります。投票手続や投票箱の開票所への送致に立ち会います。

※3 ただし衆議院小選挙区選挙など市区町村が2つ以上の選挙区に分かれている場合は、その選挙区が区域となります。

投票時間や投票所入場券、投票所の立ち入りなど、「投票」についての仕組を覚えて、あなたの一票を有効に生かせるようにしましょう。

投票時間・投票所の開閉

投票所は、午前7時に開き午後8時に閉じます。ただし、市区町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合は、個々の投票所について一定の範囲で繰上げ・繰下げ（閉鎖時刻は繰上げだけ）ができます。

投票所入場券・投票所案内など

多くの市区町村では、有権者に対して、投票日前に、入場券や案内などの通知が配られます。投票の際に持参すれば便利です。ただし、持参しなくても投票はできますので、忘れた場合も心配しないで大丈夫です。

投票所への同伴

平成28年4月の改正によりそれまでの補助者、介護者、幼児などのほか、児童、生徒その他の18歳未満の者が選挙人と一緒に投票所に入れるようになりました。





代理投票と点字投票

代理投票は、投票用紙に文字を記入できない選挙人のための制度です。投票管理者に申請すると、補助者2名が定められ、その1人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人が、指示どおりかどうか確認します。（平成25年5月の法改正により補助者は「投票事務に従事する者」に限定されました。）

また、投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意しており、点字での投票もできるようになっています。

自書式投票と記号式投票

私たちの選挙では、選挙人本人が自分で候補者の氏名や政党名を書く「自書式投票」という方式が採用されています。ただし、地方公共団体の議員や長の選挙については、条例によって「記号式投票」を採用できます。これは、あらかじめ投票用紙に印刷された候補者名に、○の印をつけて投票するものです。

※国政レベルでの大規模な選挙で自書式を採用しているのは、先進国の中では日本だけです。

電子投票

自書式投票の例外として、電磁的記録式投票機を用いた投票（電子投票）が可能となる電磁的記録式投票法が平成14年2月に施行されました。地方公共団体が条例で定めた場合には、その地方公共団体の議会の議員および長の選挙について電子投票を採用することができます。

選挙による投票方法の違い

私たちの選挙では、選挙によって投票方法が違います。

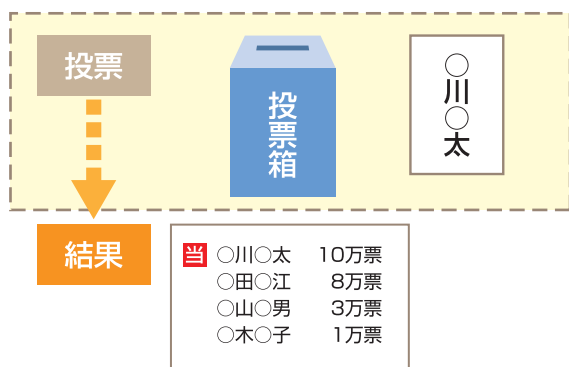
特に間違えやすいのが、衆議院と参議院の比例代表選挙の違いです。あなたの一票を有効に生かせるよう、しっかり覚えておくことが大切です。

(1) 衆議院議員総選挙

衆議院議員総選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つからなります。また、最高裁判所裁判官国民審査も同時に行われますので、3つとも投票してください。

小選挙区選挙

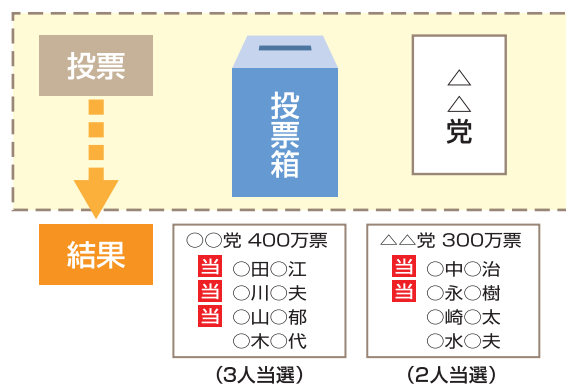
全国289の選挙区ごとに行われ、有権者は**候補者名**を記載して投票します。



得票数の最も多い候補者が当選人となります。

比例代表選挙

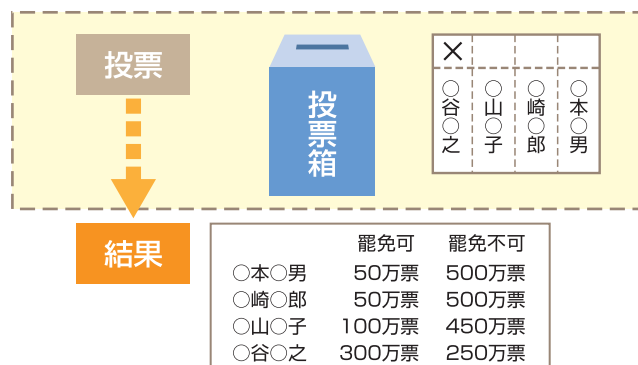
全国11の選挙区（ブロック）ごとに行われ、有権者は**政党名**を記載して投票します。



政党の得票数に基づいてドント式[※]により各政党の当選人の数が決まり、各名簿の当選人の数までの順位のもの当選人となります。

最高裁判所裁判官国民審査

裁判官ごとに行われ、有権者は、辞めさせたい意思があれば×印を、なければ何も記載せずに投票します。



罷免可が罷免不可の票数を超えた場合、その裁判官は罷免されます。

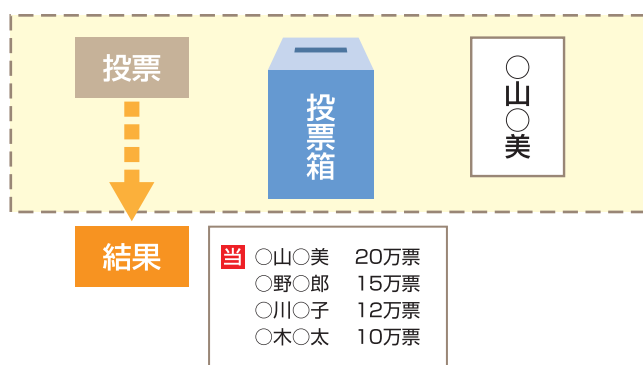


(2) 参議院議員通常選挙

参議院議員通常選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙からなりますので、2つとも投票してください。

選挙区選挙

原則、都道府県の区域(鳥取県・島根県、徳島県・高知県はそれぞれ2県の区域)で行われ、有権者は**候補者名**を記載して投票します。



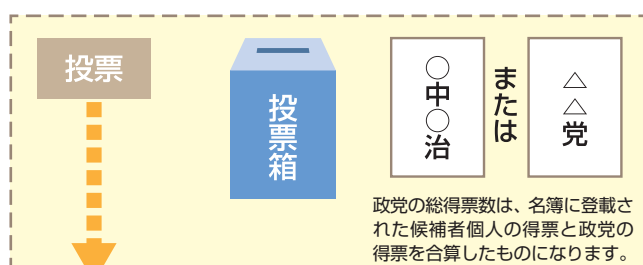
各選挙区の定数に合わせて、
得票数の最も多い候補者から順次当選人が決まります。

選挙によって
投票方法ってこんなに
違うんだね。



比例代表選挙

全国を単位に行われ、有権者は**候補者名**を記載して投票します。
候補者名に代えて**政党名**を記載して投票することもできます。



【当選順位のイメージ】(特定枠 α 人)

第1位	候補者 X	} 特定枠記載者を名簿記載の順位のとおり に当選人とする
第2位	候補者 Y	
⋮	⋮	
第 $\alpha+1$ 位	候補者 A	} 特定枠以外の者について 得票数の最も多い順
第 $\alpha+2$ 位	候補者 B	
⋮	⋮	

政党の総得票数に基づいてドント式により各政党の当選人の数が決まり、
特定枠に記載されている候補者を名簿記載の順位のとおりに当選人とし、
その他の名簿登載者についてその得票数の最も多い者から順次当選人となります。



投票方法を間違えてしまうと、
大切な一票が無駄に
なってしまうから
気をつけないと。
わからないことがあったら、
投票所の人に聞いて、
正しく投票するんだよ。

※ドント式については、P49を参照してください。

投票所での投票のほかに、選挙期日に投票に行けない、仕事や旅行などで住んでいる地域以外の場所に出かけている、海外に住んでいるなどさまざまな状況を考慮した投票の仕組みがあります。

期日前投票制度

選挙は、選挙期日（投票日）に投票所において投票することを原則としていますが（これを投票当日投票所投票主義といいます）、期日前投票制度は、選挙期日前であっても、選挙期日と同じ方法で投票を行うことができる（つまり、投票用紙を直接投票箱に入れることができる）仕組みです。

●対象となる投票

選挙人名簿登録地の市区町村で行う投票が対象となります。

●投票対象者

選挙当日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があり、投票に行けないと見込まれる方です。投票の際には、これら一定の事由のいずれかに自分が該当する旨の宣誓書を提出します。

●投票期間

選挙期日の公示日または告示日の翌日から選挙期日の前日までの間です。※

●投票場所

市役所などに設けられる期日前投票所です。各市区町村に1カ所以上設けられています。※

●投票時間

午前8時30分から午後8時までです。
但し、平成28年4月の改正により開始時刻の2時間以内の繰り上げまたは終了時刻の2時間以内の繰り下げができるようになりました。※

●投票手続

期日前投票は、選挙期日の投票所における投票と同じく確定投票となるため、基本的な手続きは選挙期日の投票所における投票と同じです。

●選挙権認定の時期

選挙権の有無は、期日前投票を行う日現在に認定され、これにより選挙期日前であっても投票用紙を直接投票箱に入れることができます。期日前投票を行った後に、他市区町村への移転、死亡等の事由が発生して選挙権を失ったとしても、有効な投票として取り扱われます。

※期日前投票所が複数設けられる場合、それぞれの期日前投票所の間で投票期間や投票時間が異なることがあります。



不在者投票制度

仕事や旅行などで、投票日当日に投票所に行けない方は期日前投票のほか不在者投票をすることができます。このうち選挙期間中、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票ができます。また、指定病院等に入院等している方などは、その施設内で不在者投票ができます。



ワンポイントガイド

選挙期日に選挙権を持つことになるけど、選挙期日前の投票を行おうとする日には、まだ選挙権を持っていない人（たとえば、選挙期日には18歳を迎えるが、選挙期日前は17歳の人など）は、期日前投票をすることができないけど、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会において不在投票をすることができるわ。

●不在者投票の手続

(1) 名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票

投票用紙の請求

- ① 不在者投票請求書・宣誓書に必要事項を記入し、名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に直接または郵送等により提出(各市区町村の判断で、オンライン請求も可能)。
- ② 請求は公示(告示)日前からできる。

名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会

不在者投票請求書・宣誓書に記載されている送付先住所に投票用紙等を送付。

郵送されてきた投票用紙等を受け取り

そのまま最寄りの選挙管理委員会に持参(封筒の中の不在者投票証明書は開封しない、投票用紙に予め記入しない)

最寄りの選挙管理委員会

- ① 不在者投票記載場所で投票用紙に記入
- ② 投票用紙を内封筒に入れて封をする。
- ③ その内封筒を外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に署名をする。
- ④ 不在者投票管理者に提出

(2) 指定病院等における不在者投票

手続は(1)とほぼ同じです。投票用紙などは、病院長等を通じて請求することができ、投票は病院長等の管理する場所で行います。

※「指定病院等」とは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票のために指定した病院・老人ホーム等です。

※平成25年5月の法改正により指定病院等の不在者投票には、市区町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人を立ち合わせる等の不在者投票の公正な実施確保の努力義務が設けられました。

(3)郵便等による不在者投票

名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙など必要書類を請求します。交付された投票用紙に自宅等自分のいる場所において記載し、これを郵便等によって名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に送付します。

■ 郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳が戦傷病者手帳を持っている選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）または、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度		
		1級	2級	3級
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○
	免疫、肝臓の障害	○	○	○

戦傷病者手帳	障害名	障害の程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢、体幹の障害	○	○	○	△
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○

介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	要介護5

■ 郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で、かつ自ら投票の記載をすることができない者として定められた次のような障害のある方（○印の該当者）は、あらかじめ市区町村の選挙管理委員会に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度
		1級
	上肢、視覚の障害	○

戦傷病者手帳	障害名	障害の程度		
		特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚の障害	○	○	○

※上肢、視覚の障害が1級、特別項症、第1項症、第2項症であっても、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人の手続（上記参照）を行っていないければ、代理記載制度による郵便等投票を行うことはできません。





(4) 国外における不在者投票

法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち、総務大臣により「特定国外派遣組織」として指定された組織に属する選挙人が、国外において不在者投票管理者(当該組織の長)の管理の下で行う投票制度です。

(5) 洋上投票

一定の業務や航行区域を持ち、日本国外の区域を航海する船舶(指定船舶)に乗船する船員・実習生には、何通りかの不在者投票制度手続があります。このうち、船舶からファクシミリによって投票するのが「洋上投票」です。洋上投票には、ファクシミリ投票用紙の交付を受けるなど、事前の手続が必要です。また、洋上投票の対象は、衆議院議員総選挙および参議院議員通常選挙です。



※実習生が洋上投票を行う場合には地方運輸局等から交付される練習船実習生証明書を添付の上、居住する市区町村の選挙管理委員会に申請して選挙人登録証明書の交付を受ける必要があります。

(6) 南極投票

国の行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織に属する選挙人が、ファクシミリによって投票する制度です。南極投票の対象も、洋上投票と同様に衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙です。

在外選挙制度

仕事や留学などで海外に住んでいる方が、外国にしながら国政選挙に投票できる制度を「在外選挙制度」といいます。在外投票ができるのは、日本国籍を持つ18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を持っている方です。

在外選挙人名簿への登録には「出国時申請」と「在外公館申請」の2つの方法があります。

● 出国時申請

最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている人が、当該市区町村から直接国外に転出する場合には、国外転出時に当該市区町村の選挙管理委員会に対して登録の申請(出国時申請)を行うことが、平成28年12月の改正によりできることとなりました。

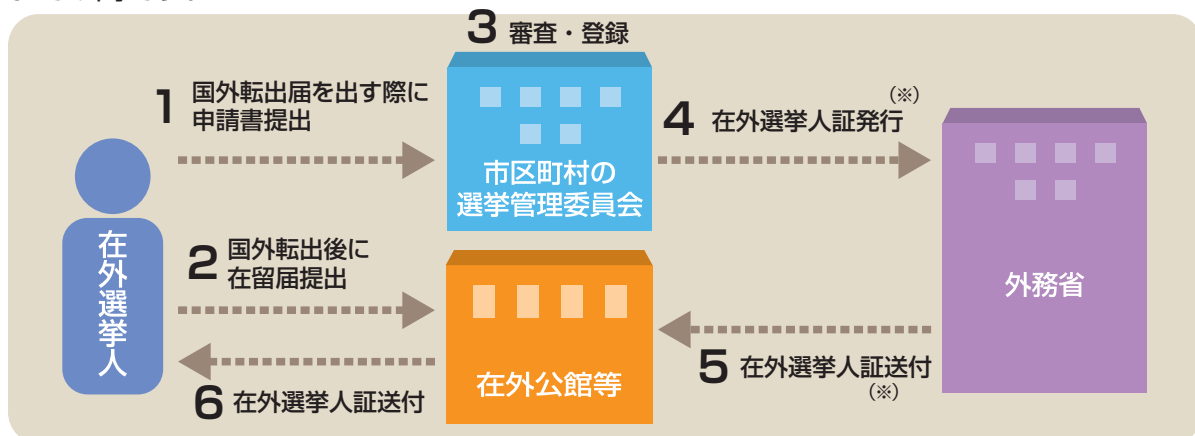
● 在外公館申請

現在の住まいを管轄する在外公館(大使館・領事館)の領事窓口で行います。実際に登録されるためには、その在外公館の管轄区域内に引き続き3カ月以上住所を有していることが必要ですが、登録の申請については、3カ月経っていなくても行うことができます。

●在外選挙人名簿の登録の流れ

(1) 出国時申請

対象者は、満18歳以上の日本国民で、国内の最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている者です。申請できる期間は転出届を提出した日から転出届に記載された転出予定日までの間です。



(2) 在外公館申請

対象者は、満18歳以上の日本国民で、引き続き3カ月以上その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する者です。



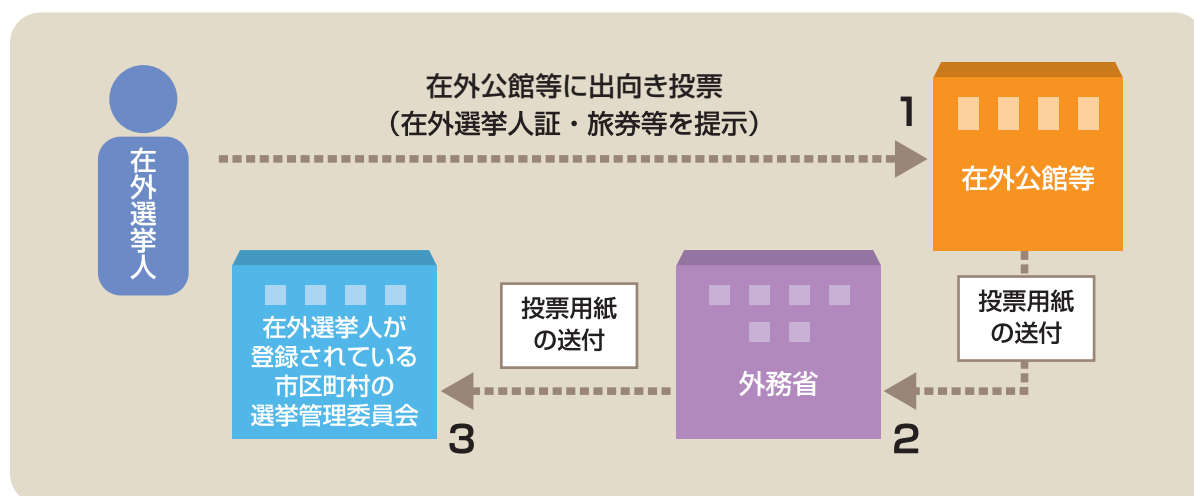
※在外選挙人証の交付の迅速化の観点から、令和6年7月19日より、市区町村の選挙管理委員会から在外公館等に送付された在外選挙人証データを在外公館が印刷して交付する方法に変更となります。

●投票の方法

(1) 在外公館投票

在外選挙人が、在外公館等投票記載場所へ自ら出向いてその場で投票する方法です。投票記載場所を設置していない在外公館もありますので、投票記載場所の設置の有無については管轄の在外公館にお問い合わせください。投票できる期間・時間は、原則として、選挙の公示または告示の翌日から投票記載場所ごとに決められた日までの、午前9時30分から午後5時までです。

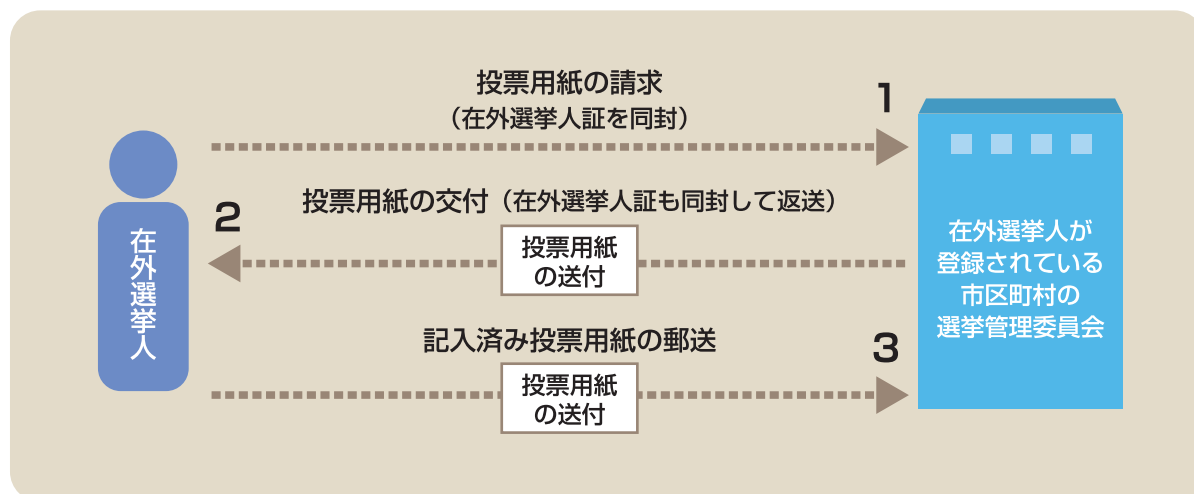
※投票できる期間・時間は、投票記載場所によって異なりますので、各在外公館にお問い合わせください。



(2) 郵便等投票

郵便等投票は、在外選挙人が、あらかじめ登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙及び投票用封筒の交付を請求し、自宅等に送付された投票用紙等に現在する場所で記入して、登録地の市区町村の選挙管理委員会へ郵送するという手順で投票を行う方法です。

※住所や投票用紙の送付先に変更が生じた場合には、必ず住所を管轄する在外公館に在外選挙人証を添えて変更の届出を行ってください。



(3) 日本国内における投票

日本国内における投票は、在外選挙人が、選挙期間にちょうど一時帰国していた場合や帰国してまだ間がないため国内の選挙人名簿に登録されていないような場合に、国内の投票方法（選挙当日の投票、期日前投票、不在者投票）を利用して投票する方法です。なお、いずれの投票方法についても、在外選挙人証の提示が必要です。

開票に関わる人

開票所で開票を管理する責任を負うのは、「開票管理者」です。開票の公正を期するため「開票立会人」の制度があります。私たち選挙人も参観することができます。

開票管理者

【選出方法】

その選挙の選挙権を持つ有権者の中から、市区町村の選挙管理委員会が選任します。

【具体的な職務】

仮投票の受理不受理の決定、投票の点検、投票の効力の決定、開票結果の報告、開票録の作成、開票所の秩序維持など。

開票立会人

【選出方法】

その選挙の候補者や名簿届出政党等が各開票区の全部又は一部をその区域に含む市区町村の選挙人名簿の中から、本人の承諾を得てそれぞれ1人を定め、市区町村の選挙管理委員会に届け出ます。届け出が10人を超えたときは、くじで10人にします。

【具体的な職務】

開票手続の立ち合い、開票管理者が行う投票の効力の決定に際しての意見陳述など。

開票所の場所

開票所の場所は、市区町村の選挙管理委員会が定めて告示します。体育館や公会堂などが使用されます。

いつもは投票したらおしまいだったけど、今度の選挙では開票も見たいわね。



開票の日時

開票の開始日時は、市区町村の選挙管理委員会が定めて告示します。選挙結果は、有権者に少しでも早く知らせることが必要です。

開票の参観

その選挙の有権者は、開票を参観できます。ただし、開票管理者は、開票所の秩序を維持する責任がありますから、参観者の数や行為について必要な制限をすることができます。



開票の手続

投票が終了し投票所が閉鎖されると、各投票区の投票管理者から投票箱、その鍵、投票録などが開票管理者に届けられます。開票管理者は、開票所でこれらが間違いなく送致されたかを点検した後、に受領し、開票開始時刻まで保管、以下の手順で開票が開始されます。

- 1 開票開始の宣言**
 開票開始時刻になると、開票管理者は、開票立会人が3人以上参会していることとすべての投票箱を受領していることを確認し、開票の開始を宣言して投票箱を開きます。
- 2 投票の受理・不受理の調査**
 仮投票（下の選挙ミニ知識参照）、不受理または拒否の決定を受けた不在者投票を調査し、その投票の受理・不受理を決定します。受理と決定した仮投票等は、封筒から取り出し一般の投票と混ぜ合わせます。
- 3 投票の点検**
 各投票箱の投票を一緒に混ぜ合わせた上で、それぞれの投票の効力（有効・無効）を決定し、各候補者（または政党等）別に得票を計算します。ここで、正確を期すために、開票事務に従事する者2人にそれぞれ同じ候補者等の得票数を計算させます。
- 4 得票数の確認、開票録の作成等**
 投票の点検が終わると、開票管理者は、①各候補者（または政党等）の得票数を確認し、②開票録を作り、③開票結果を選挙長に報告し、④投票を梱包して、開票立会人とともに封印して市区町村の選挙管理委員会に送付します。

選挙ミニ知識 ⑥

「本人確認と仮投票」

投票管理者は、投票が行われる際に、選挙人が本人であるかどうかを確認できない場合や、選挙権を持っていないと認めたときは、投票を拒否します。この拒否に対して、その選挙人が不服を申し立てた場合や、拒否または拒否しないことに投票立会人が異議のある時などには、投票管理者は、選挙人に仮に投票を行わせます。これを、「仮投票」といいます。仮投票では、選挙人に通常の投票用紙に記載させたうえで仮投票用封筒に封印して、投票箱に入れます。代理投票の場合にも、代理投票を申し出て断られた選挙人に不服がある時や、代理投票を認めたことに対して投票立会人に異議がある場合は、代理記載によって仮投票を行います。複雑ですが、どちらも選挙の公平と公正を期すための大切な制度です。

投票の効力

「投票の効力」とは、その投票が有効か無効かということです。その決定は、開票立会人の意見を聞いた後、開票管理者が行いますが、投票が、「無効となる場合」に該当せず、かつ選挙人の意思が明白であれば、その投票は有効としなければなりません。無効となるのは、以下のような場合です。

投票が無効となる場合

①

衆議院小選挙区および参議院選挙区選挙、 地方公共団体の長や議会議員の選挙

- 所定の投票用紙を使用していないもの。投票用紙を取り違えたもの（例えば衆議院選挙の際に、小選挙区選挙と比例代表選挙の投票用紙を取り違えてしまうと無効になります）。
- 立候補していない者、立候補を禁止されている者、被選挙権のない候補者、資格のない政党等が届け出た候補者など、適格な候補者でない者の氏名を書いた投票。
- 2人以上の候補者の氏名を書いた投票。
- 候補者の氏名のほか、他事を記載した投票（候補者の職業、身分、住所、敬称の類は、ここでの他事には当たりません）。
- 自書していない投票（代理投票は自書ではありませんが有効です）。
- どの候補者の氏名を書いたのか確認できない投票。
- 単なる雑事、記号等を記載した投票。
- 白紙、つまり記載がない投票。

注) これらは「自書式投票」の場合です。「記号式投票」では大筋は同じですが、ここでは省略します。





投票が無効となる場合

②

衆議院比例代表選挙で政党名で投票する場合

①と同じです。ただし、これらの選挙では、政党等の名称か略称を書いて投票するので、①の候補者に関する部分は「政党等」と、候補者の氏名に関する部分は「政党等の名称または略称」に読み替えてください。

投票が無効となる場合

③

参議院比例代表選挙で投票する場合

- 候補者の氏名と、他の政党等^{※1}の名称・略称を記載した投票。
- 候補者の氏名を記載して投票した場合については、基本的に左ページの①と同じです。^{※2}
- 政党等の名称または略称を記載して投票した場合については、基本的に上の②と同じです。^{※2}

※1 「他の政党等」とは、その候補者名が載っている候補者名簿を提出した政党以外の政党等のことです。

※2 他事を記載した投票について、特定枠名簿登録者の順位を記載した場合も、ここでの他事にはあたりません。

せっかく投票しても無効になったら自分の意見が反映されないね。



投票する私たちもしっかりルールを守らないといけないいわね。

選挙 三二知識 ⑦

「小数点以下の得票があるのはなぜ？」

たとえば、鈴木一郎と鈴木二郎という候補者がいた場合、「鈴木」とだけ書いた投票は、どちらの候補者を書いたのかわかりませんから、前頁の基準に照らすと無効になるはずですが、公職選挙法では、例外的にこのような投票を有効としています。いま仮に、その開票区において、鈴木一郎の有効投票である票数と、鈴木二郎のそれとの比率が7対3であったとすれば、この「鈴木」とだけ書いた投票は0.7票を鈴木一郎の、0.3票を鈴木二郎の得票とします。これを「投票の按分」といいます。按分は、候補者に対する投票では、同一の氏名、姓、または名の候補者が複数ある場合に起こります。政党等に対する投票でも、同一の名称または略称がある場合に起こります。投票はきちんと書くように心がけたいものですね。

選挙会の開催から当選証書の付与まで

開票が終わると、選挙長^{※1}は、選挙立会人^{※2}の参加を得て選挙会を開き、各開票管理者からの報告を点検して、各候補者・政党等の得票を計算し、これによって当選人が決まります。選挙長は結果を、その選挙を管理する選挙管理委員会（衆議院・参議院の比例代表選挙では中央選挙管理会）に報告し、委員会は当選人を告示し、当選証書を付与します。

※1「選挙長」：その選挙の有権者の中から、その選挙を管理する選挙管理委員会が選任します。

※2「選挙立会人」：選任方法は開票立会人と同じです。ただし、届出先は選挙長です。

比例代表選挙以外の選挙での当選人の決定

得票の多い順に当選人になります。ただし、「法定得票数[※]」以上の得票がなければなりません。得票が同数の場合は、選挙会で選挙長がくじで順番を決めます。

※有効投票の総数をその選挙でその選挙区から出すべき当選人の数で割って得た数の、さらに6分の1（地方公共団体の選挙では4分の1）です。

衆議院比例代表選挙の当選人の決定

- (1) 選挙区（ブロック）ごとに政党等の得票数に比例して、政党等の当選人の数が決まります。
- (2) 政党等が届け出た候補者名簿には、各候補者の「当選人となるべき順位」が記載されているので、その順に当選人が決まります。
- (3) 上記の順位を「同順位」と定められている候補者（P19 選挙ミニ知識参照）の間の順位は、「惜敗率[※]」の高い順になります。

※小選挙区選挙での最高得票者の得票に対するその候補者の得票の割合。

参議院比例代表選挙の当選人の決定

- (1) 各政党等の総得票数^{※1}に比例して政党等ごとの当選人の数が決まります。
- (2) 特定枠^{※2}の候補者があるときは、特定枠に記載されている候補者を上位とし、名簿記載の順位の通りに当選人となります。その他の名簿登載者についてはその得票数の多い順に当選人が決まります（得票数が同じ者の間の順位を決める必要があるときは、選挙長が選挙会でくじを行います）。

※1 総得票数とは、ある政党等の比例代表候補者の得票数とその政党等の得票数の合計です。

※2 特定枠を設けるかどうか、また設けた場合、何人とするかは、各政党等が自由に決めることができます。特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党等への投票とみなされます。



衆議院、参議院の比例代表選挙で各政党等への当選人の配分は、ドント式といわれる次の方式で決めます。

■定数6人の場合

名簿届出政党党名		A党	B党	C党
名簿登載者数		4人	3人	2人
得票数(または総得票数)		1,000票	700票	300票
除数	1	① 1,000	② 700	⑥ 300
	2	③ 500	④ 350	150
	3	⑤ 333と1/3	233と1/3	
	4	250		
当選人数		3人	2人	1人

A党、B党、C党が候補者名簿を提出し、それぞれ4人、3人、2人の候補者が登載されていたとします。

(1) まず各政党の得票数を1, 2, 3・・・と、名簿登載者数までの整数で割っていきます。

(2) 得られた商(割った答え)が表のように出てきます。その大きい数値から順に数えて選挙すべき議員の数(この場合は6)までを選びます。この選ばれた商がいくつあるかがその政党に配分される当選人の数になります。

得票数が同じだと
「くじ」なんだね。
確かに公平だけど、
ちょっと意外だねえ……



参議院比例代表選挙って
結構複雑なのね。
ちゃんと勉強して
おこなくっちゃ。

